



あじさい

# 中山会計事務所 税と経営

編集 発行人  
税 理 士  
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062  
横浜市青葉区青葉台2-2-5  
松本ビル5F  
TEL 045(984)1551(代)  
FAX 045(984)3389

6月

(水無月) JUNE

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	・
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

## 6月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| <b>国 税</b> / 5月分源泉所得税の納付<br>6月12日                          | <b>地方税</b> / 個人の道府県民税及び市町<br>村民税の納付(第1期分)<br>市町村の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 所得税の予定納税額の通知<br>6月15日                         | <b>労 務</b> / 健康保険・厚生年金保険被<br>保険者賞与支払届<br>支払後5日以内         |
| <b>国 税</b> / 4月決算法人の確定申告(法<br>人税・消費税等) 6月30日               | <b>労 務</b> / 児童手当現況届(市町村役<br>場に提出) 6月30日                 |
| <b>国 税</b> / 10月決算法人の中間申告<br>6月30日                         |  |
| <b>国 税</b> / 7月、10月、1月決算法人<br>の消費税等の中間申告(年<br>3回の場合) 6月30日 |  |

### ワンポイント スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を不要とする信用保証制度。創業予定者や分社化予定者、創業後5年未満の法人などを対象に、保証限度額3,500万円、保証期間10年以内、据置期間1年(一定要件満たすと3年)以内、信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率で、審査の上、融資が受けられます。

# 税金クイズ

平成2年の「税を知る週間」で親子で楽しめるコンテンツとして用意された「惑星アトン外伝」が遊べた任天堂のゲーム機は、次のうちどれでしょうか。

- ①ファミリーコンピュータ
- ②ファミリーコンピュータ（ディスクシステム）
- ③スーパーファミリーコンピュータ

## 【解説】

平成2年の「税を知る週間」（現在は「税を考える週間」と改称）は、「暮らしを支える税」をメイン・テーマに各地で「暮らしと税金展」が催されるなどしました。

「惑星アトン外伝」（非売品）は、任天堂の「ファミリーコンピュータ（ディスクシステム）」で遊べ、税金展や全国517の税務署で挑戦できるコンテンツとして国税庁

が制作したゲームソフトです。

時代は2050年、舞台は太陽系から遠く離れた惑星アトンという平和な星です。しかし、惑星アトンに凶悪な敵が攻めてきて、国の財源（税金）と「暮らしを支える税・極秘文書」が奪われてしまいます。主人公のカン太（地球の少年）とユーリー（アトンのお姫様）は宇宙船カン太・ユーリー号に乗り込み、奪還に向かいます。敵機の中には、攻撃の合間に極秘文書の内容から税金クイズを出題してくるクイザーという強敵も混ざっていました。主人公が乗る宇宙船は、クイズに答えながら敵機を撃ち落とし、財源と極秘文書を取り戻していくのです。

税金展の会場では5分という制限時間を設け、何問正解できるかを競いました。事前に親子連れでも楽しめると広報しており、ゲームを用いるという趣向は、参加者に好評を博しました。

—— 正解は、②ファミリーコンピュータ（ディスクシステム）でした。

（出典：税務大学校税務情報センター）

## 離婚による財産分与

夫婦が離婚したとき、相手方の請求に基づいて一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与といいます。離婚により相手方から財産をもらった場合、一定の場合を除き、贈与税がかかることはありません。

一方、財産分与が土地や建物などで行われたときは、分与した人に譲渡所得の課税が行われることとなります。

この場合、分与した時の土地や建物などの時価が譲渡所得の収入金額となります。

次に、分与を受けた人は、分与を受けた日にその時の時価で土地や建物を取得したことになります。したがって、将来、分与を受けた土地や建物を売った場合には、財産分与を受けた日を基に、長期譲渡又は短期譲渡の判定することとなります。

## KEY WORD 予定納税の減額承認申請

個人が、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上の場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

ただし、その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額が減額されます。なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです（この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります。）。

廃業、休業、失業、業績不振や災害等の影響により前年の所得から大きく減額が見込まれる方は、予定納税の減額承認申請の活用を検討すると良いでしょう。

受けようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。しかし、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中にこの選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が可能となります。

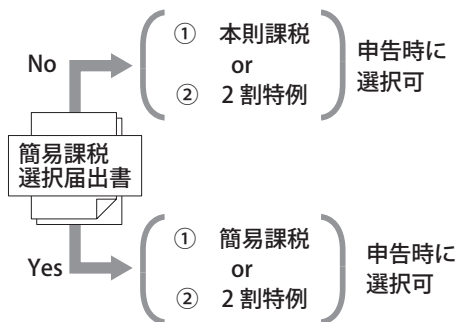
(3) **すでに簡易課税制度選択届出書の提出をした場合の適用**  
 事業者の中には、インボイス登録申請書とともに、簡易課税制度選択届出書を同時に提出しているケースもあるのではないのでしょうか。このような場合には、2割特例の適用ができないのではないかと疑問が生じます。

この点、2割特例は、本則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用が可能です。つまり、簡易課税制度の選択届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を選択することは可能であり、簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はありません。

なお、2割特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書にその旨を付記するだけで、事

【財務省資料】

申告時における選択適用のイメージ



申告にあたっては、①②の両方を計算する必要はない。

前の届出も不要とされています。また、2割特例は、簡易課税制度のような2年間の継続適用の縛りもありません。

## 2 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の導入後は、少額な取引でもインボイスの保存が必要となりますが、制度の定着までの実務に配慮して、一定規模以下の事業者の行う少額取引につき、事務負担の軽減措置が設けられました。具体的に

は、基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで本則課税における仕入れに係る消費税額の控除ができます。

また、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、特定期間（法人の場合は前事業年度の開始から6ヶ月、個人事業主の場合は前年の1月から6月までの期間）の課税売上高が5000万円以下である場合も対象となります。

## 3 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度が導入されると、値引き等を行った際にも、その金額や消費税額などを記載した「返還インボイス」の交付義務が生ずることになります。

例えば売上代金の入金の際に、買い手側の都合で振込手数料相当額が差し引かれている場合、その金額に係るインボイスが受け取れないため「売上値引き」として処理することが考え

られます。その点を踏まえ、事業者の事務負担を軽減するため1万円未満の少額な値引き等については、返還インボイスの交付が不要とされました。

## 4 登録申請手続きの柔軟化

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出することとされていますが、改正前は4月以降でも、申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられていました。

しかし、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今回の改正により負担軽減措置が追加されたことを踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることなく、4月以降の申請を可能とする対応が行われました。

【参考資料】  
 財務省インボイスに関する資料





# 令和5年度 税制改正 インボイス制度導入に 向けた負担軽減措置

いよいよ本年の10月よりインボイス制度が導入されます。円滑な制度移行に向けて事業者に対する支援を一層きめ細やかに行う必要があることから、令和5年度税制改正において更なる改正が行われました。今回は、そのポイントを確認していききたいと思います。

## 1 インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減(2割特例)

(1) 制度の概要  
免税事業者からインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受け

られないこととなる者を対象として、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間までの期間、納税額を売上げに係る消費税額の2割に軽減する措置が講じられます。サービス業を営む者が簡易課税制度を選択した場合を例に考えると、売上げに係る消費税を70万円とした場合、みなし仕入

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%
第3種事業	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	70%
第4種事業	その他事業(飲食店業等)	60%
第5種事業	サービス業(飲食店業除く)等	50%
第6種事業	不動産業	40%

率は50%となるため、 $70万円 \times 50\% = 35万円$ が納税額となります。しかし、今回の改正により2割特例を適用した場合は、 $70万円 \times 20\% = 14万円$ となり、21万円税負担が軽減されることとなります。

また、簡易課税制度では、例えば小売業とサービス業を営む者など、同じ課税期間内に異なるみなし仕入率が生ずる場合、計算が煩雑になることがあります。その点、2割特例は業種に係わらず全体の収入を把握するだけで申告が可能となるため、事務負担も軽減されます。

(2) 基準期間における課税売上高が1000万円超の場合  
この2割特例は、基準期間(法人の場合は前々事業年度、個人事業主の場合は前々年)における課税売上高が1000万円を超える課税期間は適用が受けられません。例えば、下図のとおり、個人事業主で令和5年(基準期間)における課税売上高が1000万円を超える場合には、令和7年分の申告については適用ができないこととなります。

